

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は翌日)

目 次

- ◇規 則 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)
- ◇告 示 保険医療機関の指定(保険課)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 警備員指導教育責任者講習の実施(〃)

公布された規則のあらまし

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 業務従事期間の通算(第十二条の二関係)
- 看護職員修学資金の返還の債務の免除に係る期間の通算について、複数の施設において看護職員の業務に従事した間に、災害等やむを得ない理由のため当該業務に従事できなかった期間

- がある場合は、その前後の期間を引き続いたものとすることとした。
- 二 施行期日等
 - 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

- 第十二条の二中「及び第三号」を「、第二号及び第四号」に改める。
- 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則第十二条の二の規

定は、平成三年一月一日以降に看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した者について適用し、同日前に当該看護職員養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	平成四年三月三十日

三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八十二	平成四年三月二十三日
もり歯科医院	鳥取市南吉方町三丁目四八六	平成四年三月二十四日
あおは歯科医院	米子市福市字宮畑一七〇一 三	平成四年三月十六日
岡本歯科医院皆 生診療所	米子市上福原一八三四一四	平成四年三月十九日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	平成四年三月一日
大山リハビリテ ーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成四年四月八日（水） 午後三時五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年四月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ウルトラウオーズⅢ	株式会社三洋物産
〃	アポロンⅢ	〃
〃	カハ次郎Ⅱ	〃
〃	アポロンX	〃
〃	ジェットスキー	〃
〃	ジェットスキーⅡ	〃

〃	フリックアターシムA	〃
〃	ワンダーベビッジ	〃
〃	スーパークロス	〃
〃	フライングスパーウフX	株式会社三共
〃	フライングスプロⅡ	〃
〃	カバまるⅠ	〃
〃	フライングカーペットⅡ	〃
〃	コスモクラフトSP	〃
〃	スーパーズーム	丸ホソ工業株式会社
〃	キングズーム	〃
〃	ゴールドビジョン	〃
〃	太郎と花子	〃
〃	ワールドカップ	〃
〃	ピッコロS1	株式会社三星

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成4年4月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 実施日時

- (1) 平成4年5月18日（月）から同月22日（金）まで
- (2) 時間 午前9時から午後5時40分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講手続

- (1) 受講申込書の受付期間
平成4年4月13日（月）から同年5月8日（金）まで（郵送の場合

は、平成4年5月8日（金）までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受講申込書の提出先

- ア 県内に住所を有する者
住所地在管轄する警察署
- イ 県外に住所を有する者
鳥取県警察本部防犯部防犯少年課

(3) 提出書類

- ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通
- イ 写真
縦横3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

- ア 受講手数料
31,000円
- イ 納付方法
アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。